令和2年度 しずおか食の安全推進のための 意見交換会

一 資 料 一



Shizuoka Prefecture

日 時: 令和3年1月28日(木)10時~11時20分

場 所: 県庁別館7階第一会議室

目 次

資料 1	令和元年度食の安全推進のための意見交換会(R 元. 12. 23)議事録	1
資料2	「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」の進捗状況(事務局)	5
資料3	食品衛生法の一部を改正する法律(衛生課)	9
資料4	HACCP に沿った衛生管理の導入推進(衛生課) 食品衛生法改正等に伴う関係条例の改正(衛生課)	13
資料 5	景品表示法に基づく表示等の適正化(県民生活課)	19
資料6	健康食品の安全対策の実施(薬事課)	23
資料 7	機能性表示食品制度への対応(新産業集積課)	25
資料8	地方卸売市場の検査概要(農業戦略課)	27
資料 9	GAP認証取得の推進(地域農業課)	29
資料 10	安全・安心な静岡茶への取組(お茶振興課)	31
資料 11	高病原性鳥インフルエンザの発生状況と防疫対策(畜産振興課)	33
資料 12	食の安全・安心への取組(水産振興課)	35
資料 13	「食の安全推進」に係る県教育委員会の取組(R2年度)(健康体育課)	37
資料 14	しずおか食の安全推進幹事会関係日程(事務局)	39
参考資料	①食品衛生法改正のお知らせ ②食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する ③食品衛生法施行条例(営業施設基準)の改正 ④「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関するQ&A」につい ⑤農業及び水産業における食品の採取業の範囲について ⑥食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制いて	って

令和元年度食の安全推進のための意見交換会議事録

令和元年 12 月 23 日 (月) 県庁西館 4 階健康福祉部会議室

(出席者から出された質疑及び意見を中心として)

資料 1	平成30年度食の安全推進のための意見交換会	(H31. 1. 24)	議事録
× 1 1 -		(110 10 10 - 1)	H170 1 2-01

資料2 アクションプラン主要事業実績一覧(事務局)

資料3 アクションプラン管理指標の一部改訂(衛生課・薬事課)

資料4 食品衛生法の一部を改正する法律(衛生課)

資料 5 食品衛生法改正への対応(衛生課)

資料6 食品衛生法施行条例(管理運営基準)の改正(衛生課)

	を通して
発言者	内容及び回答
静岡県食品衛生協会事務局長	法改正によって、今までの県の管理運営基準がなくなって、国の定めたものになるということであるが、衛生管理のレベルは今までと変わるのか、どのような方向性なのか。
衛生課長	今後は、一般的な衛生管理に加えて HACCP が原則、全施設に要求されることとなります。国は法改正において平準化をキーワードとしており、全体から見れば、衛生管理レベルは上がっていく方向であると考えております。 食中毒防止は大切なことなので、今までの一般的な衛生管理のレベルを落とさず、それにプラスしてソフト面を重視した HACCP が取り入れられるため、導入支援に力を入れてまいります。
静岡県食品衛生協会事務局長	事業者の規模や理解度も様々なので、通り一遍の話で終わることのないよう、指導方法を徹底していただきたい。また、分かり易く細かい丁寧な指導をお願いしたい。
衛生課長	数が多い飲食店と中小規模の製造業に向け、今年から新規事業として「はじめようホップ・ステップ・HACCP事業」を進めています。業界団体が作成した「手引書」があるので、飲食店については講習会を開催し、ご自分のお店の想定するものをその場で作成していただいています。製造業については、保健所が施設へ伺い業種毎の手引書を案内し、回を重ねていくことで継続的な導入支援を進めているところです。できるだけ具体的に指導してまいります。

資料 7 景品表示法に基づく表示等の適正化(県民生活課)

資料8 機能性表示食品制度への対応(新産業集積課)

資料9 GAP認証取得の推進(地域農業課)

資料 10 安全・安心な静岡茶への取組(お茶振興課)

資料 11 「食の安全推進」に係る県教育委員会の取組 (R1 年度) (教育委員会)

資料 12 CFS (豚コレラ) の発生状況と緊急対策(畜産振興課)

資料 13 食の安全・安心への取組(水産振興課)

資料 14 しずおか食の安全推進幹事会関係日程(事務局)

を通して

	を通して
発言者	内容及び回答
静	(資料 13) 県内 20 ヵ所の地方卸売市場について、これらの施設は、漁業者が獲った魚を仲買いさんへ引き渡すというだけの施設だが、HACCP の対応が必要になるのか。その場合、いつまでにどういう手続きが必要になるのか。
衛生課長	競り売り業の方は営業許可があり、水産物を取り扱うため HACCP に沿った衛生管理を実施する対象となります。導入のための手引書があるので、この手引書を基に、考え方を取り入れた衛生管理について、我々食品衛生部門であれば、食品衛生監視専門班がご指導させていただくことになります。
静岡 業 協 同 同 会 追 追 追 事	すでにそういう手引書を基に指導がされているということか。
衛生課長	指導を進めているところです。水産振興課でも同じ手引書を基に導入支援をする話があるため、市場の立場、衛生課の両方から支援を進めていくことになります。 事業団体で、会合等で集まる機会に依頼していただければ、内容等をご説明することができ、効率的ですので、機会があれば教えていただけると助かります。 また、期日は1年間の準備期間が設けられるため、実際に適用されるのは令和3年からとなります。
静岡県立大学教授	情報提供だが、食品安全委員会の器具包装の専門委員で、器具容器包装の安全性評価をやっている。こういう容器包装の時にはこういう条件ですよという形で振り分けされることになるので、器具容器包装を作っている業者さんやそれを使っている食品加工会社さんは、これから色んな規制が入ってきて大変という印象。
衛生課長	情報提供、ありがとうございます。
静 岡 県 立大学教授	(資料8) フーズ・サイエンスのプロジェクトの5カ年計画時の会議でも HACCP の話が出ており、説明がなかったが、衛生課等関連部局と協力しているのか、どのような形になっているのか。

新産集積 課班長

フーズ・サイエンスセンターも協力して実施しているが、フーズ・サイエン スプロジェクトは県の計画となる。県の全機関で総合的に関連するものに取 り組んでいるため、こちらの関係課と協力して実施しているということにな ります。

静岡県立 大学教授

県の専門職大学が4月からスタートすると思うが、静岡茶の安心安全とい うことについて教育していくのかどうか教えて欲しい。

衛生課長

今のところ、定期的な授業を持つような話や依頼はありませんが、協力で きる部分があれば積極的に対応したいと考えております。

静岡県漁 合連合会 指導担当

参事

東京オリンピック・パラリンピックでの食材の調達基準という (資料9) 業 協 同 組|のは明らかになっているか。水産物には GAP の認証を取得しているものはな いと聞いている。MSC や MEL*など国内の認定基準もあるようだが、それは調 達基準に含まれるか。

*MSC(Marine Stewardship Council 海洋管理協議会)

MEL (Mzrine Eco-Label Japan (一社)マリン・エコラベル・ジャパン協議 会)

地域農業 課課長代 理

水産物についても認定基準を満たしているものは調達の対象となっていま す。本年6月に水産物も含め、県内の認証の要件を満たしている事業者の方々 へ、オリンピック・パラリンピックへの提供の意思の有無について確認して います。

確認した内容については、選手村本村において食材を取り扱う業者へ情報 提供しており、食材の9割方は決定している状況です。

分村については、食材を取り扱う業者が本村とは別のため、まだ供給でき る余地があるため、情報収集を行っているところです。できるだけ県産品を 使っていただけるよう、PRしてまいります。

静岡県消 費者団体 連盟会長

機能性表示食品について、静岡県の農産物はきちんとした根拠を基に機能 性食品となっているので問題はないが、「難消化性デキストリン」はトクホ(特 定保健用食品)で認められていることから、これを含む清涼飲料水が機能性 食品として非常に増えている。

機能性食品であることで、消費者は国のお墨付きであるという解釈をし、 メーカーも届出が受理されていることを「国の許可を取っている」という表 現で宣伝している。そのため、消費者が健康効果を期待し飛びつきやすいと 感じる。特に、医療機関にかかっている方については、治療の効果が出にく く逆効果であることも言われているため、摂取する際には、医師に相談する よう勧めているが、多くの消費者は相談していない。

通常の健康食品より健康効果があると過大な期待をされないよう啓発がで きないか。

ゲノム編集食品が近いうちに食卓へ上るのではないかという報道がされて いる。遺伝子組み換え食品と同様に、他の遺伝子を組み込んだ場合には審査 も表示も必要であるが、自然交配でも起こりうる遺伝子の編集をした場合に は表示はしないという検討がなされているようだ。消費者団体連盟としては、 どのようなゲノム編集であっても表示をして欲しいというお願いをしてい る。

ゲノム編集食品を有機 JASとして認めるかどうかについて、国がパブリックコメントを募集している。有機 JASは要件が一番厳しいので、遺伝子組み換え食品も認められていない。ゲノム編集食品も遺伝子組み換え食品同様に認めるべきではないとコメントをした。

ゲノム編集は、国でも技術革新を進めているため、様々な研究が進んでいるが、未知のリスクについて専門家からの指摘もあることから、様々な情報を消費者に伝えて欲しいと望んでいる。県でも、国から通達があった際には、消費者に分かりやすく伝えて欲しいと具申して欲しい。

新産業集 積課班長

機能性表示食品を過剰に摂取することは非常に心配なことだと思います。 そのため、機能性表示食品が国に届け出された場合には、過剰摂取につなが らないことについて確認がなされています。

我々ができることとして、一つの食品を食べて健康になるということはないので、どういった食品をどの様なバランスで摂取したら良いかを、県立大学や健康増進課等と協力して啓発していく事が大切だと考えています。

衛生課長

衛生課でも消費者へ、食の安全安心について伝えることが大切であると考えます。

タウンミーティングや、スーパーマーケットに設置しているちゃっぴーの情報掲示板など、人が集まる場や、県のホームページを活用して、様々な角度から国から得た情報をやさしく分かりやすくお伝えすることで、消費者に正しい情報を知っていただき、選択肢が広がるよう、取組みを進めてまいります。

ゲノム編集食品について、表示がされないことはネックであり、消費者が不安を持っているため、表示がされる方が良いと考えますが、国の動向を注視しながら、我々が持つ情報を消費者へ正しく速やかに発信してまいります。

「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」の進捗状況(R2.12末)

1 消費者の食に対する信頼確保

管理指標	2018年実績	2019年実績	2020.12末	2020年目標値	2021年目標値
食の安全に対する県民の信頼度	72.6%	73.2%	74.0%	80.0%	80.0%
県政世論調査結果(県内在住18歳以上男女4,000人無作為抽出)に基づく。 「おおいに信頼できる(%)」+「ある程度信頼できる(%)」を成果指標とする。	12.0%	13.2/0	14.0%	60.0%	80.0%

消費者・生産者・事業者・行政の相互理解の推進

	主要事業	管理指標	2018年実績	2019年実績	2020.12末	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
	開催回数(回/年)	100	110	30	10回以上	10回以上	衛生課	
	タウンミーティング・意見交換会等の開催	消費者と県が合意した意見の施策への反映率 (%)	100%	100%	100%	100%	100%	衛生課
		消費者からの県の施策への要望件数	○件 (2019年実績から計上)	2件	O件			用土味
	寄せられた意見の反映状況やQ&Aの公開	公開頻度(回/年)	40	40	00	4回以上	4回以上	衛生課

食品の安全・安心に関する情報発信の充実

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年実績	2020.12末	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
ちゃっぴーの食品安全インフォメーション 事業における情報の提供	情報提供回数(回/年)	240	240	180	24回以上	24回以上	衛生課
	情報提供先(件)	722件	725件	725件	(2018~2021年度) 累計500件以上		衛生課
食品検査の合格等安全情報提供	情報提供回数(回/年)	37回	360	200	35回以上	35回以上	衛生課

消費者の正しい知識習得への支援

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年実績	2020.12末	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
食の安全に関する学習機会の提供	食品安全出前講座の開催回数(回/年)	140	170	90	100	100	衛生課

食品表示の適正化の推進

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年実績	2020.12末	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
食品表示調査	調査件数(件/年)	16,313件	18,720件	11,330件	15,000件	15,000件	衛生課、県民生活課
食品表示合同監視指導	監視指導件数(件/年)	101件	100件	74件	100件	100件	衛生課、県民生活課
製茶工場合同監視指導	不適正表示事項の割合 (%)	0%	50%	実施中	0%	0%	お茶塩品舗
表术工场口问监狱招等	不適正表示事項数/製茶工場業同監視指導件数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	6/12	/12			お茶振興課
不適正な表示商品の排除(お茶)	不適正な表示割合(%)	0%	7%	年明けに実施予定	0%	0%	お茶振興課
个地址/4女小向品の排除(60米)	不適正な表示商品(お茶)/表示確認件数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	2/30	/30			00 木放興味
農産物直売所等におけるしいたけ品質表示	適正な表示割合 (%)	77%	81%	実施中	100%	100%	林業振興課
内容指導	不適正な表示商品(しいたけ)/表示確認件数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	6/32	実施中			
水産物表示研修会の開催	研修会回数(回/年)	50	50	40	50	50	水産振興課
遺伝子組換え食品の監視指導・検査	違反件数(件/年)	O件	O件	O件	O件	O件	衛生課

県産食品の信頼確保

NAT BOOK AND HOLDER							
主要事業	管理指標	2018年実績	2019年実績	2020.12末	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
食の都ブランド適正表示マーク制度の推進	適正表示マーク使用店舗数	566件	749件	819件		2021年度) 20件以上	衛生課
養殖魚に関する情報発信活動	活動回数(回)	30	30	20	30	30	水産資源課
貝毒検査・原因プランクトンのモニタリン グ調査	貝毒中毒事故発生件数(件/年)	〇件	O件	O件	O件	O件	水産振興課
	牛個体識別耳標の装着・情報入力実施率 (%)	100%	100%	100%	100%	100%	表表版图 ==
	牛個体識別耳標装着・情報入力済数/牛個体識 別耳標装着・情報入力対象数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	32,800/32,800	32,800/32,800			畜産振興課
量販店等と連携した地産地消の推進	地産地消フェア取組支援企業数	17企業	20企業	21企業	20企業	20企業	地域農業課

食品に係る危機管理対応の充実

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年実績	2020.12末	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
「食の総合相談窓口」に寄せられた相談へ	完了率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	衛生課
の対応	相談が完了した数/相談数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	41,304/41,304	29,526/29,526			衛生課

2 生産から流通・消費における食品の安全確保

管理指標	2018年実績	2019年実績	2020.12末	2020年目標値	2021年目標値
人口10万人当りの食品を原因とする健康被害の発生者数	29.6人	8.1人	5.0人	10人以下	10人以下

生産者への衛生管理指導の充実

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年実績	2020.12末	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
農薬・肥料適正使用管理体制強化	県内農産物の農薬取締法違反事例数(件)	O件	〇件	1件	O件	O件	地域農業課
動物用医薬品販売業者への立入検査	立入検査実施率(%)	100%	97%	4%	100%	100%	畜産振興課
野が用送条品販売集合への立入快貨	立入検査実施数/動物用医薬品販売業者数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	124/128	8/201			亩生振興味
抗菌性物質残留検査	抗菌性物質残留件数	O/#	O件	O/#	O/#	O件	畜産振興課
水産用医薬品残留検査	基準値を超える検体数(検体)	O検体	O検体	実施中	O検体	O検体	水産資源課
畜産農家に対する定期的な巡回指導	立入り実施率(%)	100%	99%	集計中	100%	100%	畜産振興課
亜性長冬に刈りるた粉切み巡回指等	巡回指導実施数/畜産農家数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	664/665	集計中/673			苗生振興味
家畜伝染病の発生防止	家畜伝染病発生件数(件/年)	6件	2件	1件	O件	O件	畜産振興課

生産段階におけるGAPの推進

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年実績	2020.12末	2020年目標値 2021年目標値	(担当課)
	GLOBALG,A.P,ASIAGAP, JGAP,しずおか 農林水産物認証制度の認証を取得した農場数 (重複を除く。)		3,376農場	3,830農場	系114,3000辰场	地域農業課
畜産GAP認証取得推進	畜産GAPチャレンジシステム取組農場数	O件	2	2	(2018~2021年度) 累計40農場	畜産振興課

製造・加工段階におけるHACCP導入推進等による安全性の確保

表色 加工政府に007 OTTAOOT	もんに使うにいるメエドの語が						
主要事業	管理指標	2018年実績	2019年実績	2020.12末	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
食品衛生監視指導	許可·許可外施設監視率 (%)	100%	100%	84%	100%	100%	衛生課
HACCP導入推進	HACCP導入を支援した食品関連施設数	1,334施設	4,050施設	4,823施設		度までに O施設以上	衛生課
	改善率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	生
達区が刊明した表面の表定有への以番拍導	違反改善数/違反数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	23/23	10/10			衛生課
ンデーカロ状の集削と生きたましょう Bとさ日せらご答	監視率(%)	100%	100%	77%	100%	100%	
添加物製造施設の監視指導	添加物製造施設監視指導数/添加物製造施設 数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	89/89	69/90			衛生課
添加物に係る違反が判明した施設の改善指	改善率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	左
導	違反改善数/違反数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	3/3	2/2			衛生課
アレルギー表示違反が判明した製造者等の	改善率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	衛生課
改善指導	違反改善数/違反数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	0/0	3/3			用工味
と畜場及び食鳥処理場におけるHACCP	県内と畜場及び大規模食鳥処理場のHACC P導入率	0%	40%	40%		2021年度) 100%	衛生課
に基づく衛生管理の推進	HACCP導入済みと畜場及び大規模食鳥処理 場数/県内と畜場及び大規模食鳥処理場数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	2/5	2/5			用土 床

調理段階における食中毒防止対策等の充実

制性技術に切りる及予母的正列来ものだめ							
主要事業	管理指標	2018年実績	2019年実績	2020.12末	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
大規模食品取扱施設等に対する監視・指導	重要度の高い施設(Aランク)に対する年3回の監視率(%)	100%	100%	81%	100%	100%	衛生課
養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員講習会 の実施	講習会実施率(%)	100%	100%	60%	100%	100%	健康体育課
	講習会開催数/計画した講習会開催数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	20/20	12/20			
学校給食衛生管理研修会の実施	研修会実施率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	健康状态 第
子牧和民間主旨は研修云の天心	講習会開催数/計画した講習会開催数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	1/1	1/1			健康体育課
字校給食の衛生管理等に関する字校・調理	訪問実施率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	健康体育課
場訪問	講習会開催数/計画した講習会開催数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	8/8	8/8			

流通・消費段階における監視指導の充実強化

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年実績	2020.12末	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
違反が判明した製品の販売者への改善指導	改善率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	海井 ≡■
建区が刊明した表面の販売有べの以告拍得	違反改善数/違反数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	7/7	1/1			衛生課
青果卸売市場の指導・検査	検査実施率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	■ ** *********
木即の801日号・快直	青果卸売市場の指導・検査実施数/計画した 青果卸売市場の指導・検査実施数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	4/4	5/5			農業戦略課
ル交続知志士担の投資 珍木	検査実施率(%)	100%	100%	14%	100%	100%	水産振興課
K産物卸売市場の指導·検査	水産物卸売市場の指導・検査実施数/計画した水産物卸売市場の指導・検査実施数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	7/7	1/7			小生振興味
25 70 4 7 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	完了率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	衛生課
違反・不良流通食品に対する処理	違反・不良流通食品に対する処理完了数/違 反・不良流通食品処理数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	42/42	22/22			用土味
輸入食品の収去検査	食品検査全体に対する輸入食品の割合(%)	15.6%	18.9%	14.7%	10%以上	10%以上	衛生課
#11八良品の水本快量	輸入食品検査実施数/食品検査実施数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	759/4,034	400/2,718			用土味
清后が判明」た絵3.老笠4の改善作道	改善率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	衛生課
反が判明した輸入者等への改善指導	違反改善数/違反数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	1/1	0/0			用土味
医薬品類似食品の試買調査	検体数	21検体	6検体	6検体	6検体	6検体	薬事課
流通商品の放射性物質検査	検査検体数(検体/年)	145検体	147検体	93検体	100検体	100検体	衛生課

自主管理体制推進の支援

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年実績	2020.12末	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
食品衛生推進員活動事業	県が委嘱する食品衛生推進員数	343人	346人	341人	350人以上	350人以上	衛生課
静岡県ミニHACCP承認	承認事業所(件/年)	22件	24件	承認手続き中	20件	20件	衛生課

食品の安全情報発信の充実

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年実績	2020.12末	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
食品の安全性に関する緊急情報の発信	緊急情報発信頻度(危機管理情報含む)	40	60	50	適時	適時	衛生課 危機政策課

食品に係る危機管理体制の充実

	主要事業	管理指標	2018年実績	2019年実績	2020.12末	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
内部占数	内部点検・外部精度管理	指導事項に対する改善率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	衛生課等
ואתוסעא		指摘に対する改善数/指摘事項数	○○/▲▲ (2019年実績から計上)	1/1	1/1			周 工 体专

資料3

食品衛生法等の一部を改正する法律

(生活衛生局衛生課)

1 改正の背景・趣旨

食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等を定めた食品衛生法等の一部を改正する法律が平成30年6月13日に公布された。

2 改正の概要

(1) 広域的な食中毒事案への対策強化 平成31年4月1日施行

広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うとともに、厚生 労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置する。

(2) HACCP に沿った衛生管理の制度化 令和2年6月1日施行

原則全ての食品等事業者が一般衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理を実施する。制度化は、コーデックスのガイドラインに基づく HACCP の7原則を要件とする衛生管理を原則としつつ、その実施が困難な小規模事業者や一定の業種等については、食品事業者団体が策定した手引書を活用して対応できる(HACCP の考え方を取り入れた衛生管理)とする仕組みとなっている。

「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の対象業種は、食品の取扱いに従事する者の数が50人未満の小規模な製造・加工事業者のほか、併設された店舗で小売販売のみを目的とした菓子や豆腐などを製造・加工する事業者、提供する食品の種類が多く、変更頻度が頻繁な飲食店等の業種のほか、低温保存が必要な包装食品の販売等、一般衛生管理のみで管理が可能な業種を対象事業者としている。

なお、令和3年5月31日までは、旧食品衛生法による現行基準が適用される。

(3) 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設 「令和3年6月1日施行」

営業許可業種が現状の34業種から実態に即した32業種に見直されるとともに、HACCPの制度 化に伴い食品等事業者を把握する必要があるため、営業許可業種以外であって公衆衛生に与える 影響が少ない営業(「食品又は添加物の輸入業」、「食品又は添加物の貯蔵(冷凍・冷蔵倉庫業を 除く)又は運搬のみをする営業」等)を除く営業者は、自治体へ届出を行うこととなる。

なお、今回の改正で新たに政令許可業種に指定される業種については、施行日の時点で既に 営業している者に関しては、営業許可の取得に3年間の経過措置期間が設けられている。

(4) 食品リコール情報の報告制度の創設 | 令和3年6月1日施行 |

営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みを構築する。

- (5) 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集 令和2年6月1日施行 健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等(厚生労働省 告示第119 号に規定された4成分)を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を行うこととなる。
- (6) その他 令和2年6月1日施行

国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備、乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化等。

HACCPに沿った衛生管理の制度化

【制度の概要】

厚生労働省資料より

全ての食品等事業者(食品の製造、加工、調理、販売等)※が衛生管理計画を作成

食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組 (HACCPに基づく衛生管理)

コーデックスのHACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う。

【対象事業者】

- ◆事業者の規模等を考慮
- ◆と畜場(と畜場設置者、と畜場管理者、と畜業者)
- ◆食鳥処理場(食鳥処理業者(認定小規模食鳥処理業者を除く)

取り扱う食品の特性等に応じた取組 (HACCPの考え方を取り入れた衛生管理)

各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。 【対象事業者(政令で規定)】

- ◆小規模事業者(一の事業所において、食品の製造 及び加工に従事する者の総数が50人未満の者)
- ◆当該店舗での小売販売のみを目的とした製造・加工・調理事業者(菓子の製造・販売、食肉の販売、魚介類の販売、豆腐の製造販売等)
- ◆提供する食品の種類が多く、変更頻度が頻繁な業種(飲食店、給食施設、喫茶店、菓子(パン(比較的短時間に消費されるものに限る。)の製造、そうざいの製造、弁当の製造等)
- ◆一般衛生管理の対応で管理が可能な業種 等(包装食品の販売、食品の保管、運搬等)

※ 全ての食品等事業者

对反心的 禁压 非常自然

HACCP-to

HACCPに基づく衛生管理(ソフトの

基準に加え、輸入国が求める施設

基準や追加的な要件(微生物検査 や残留動物薬モニタリングの実施

等)に合致する必要がある。

- ◆ 学校や病院等の営業ではない集団給食施設もHACCPに沿った衛生管理を実施しなければなりません。
- ◆ 公衆衛生に与える影響が少ない営業については、食品等事業者として一般的な衛生管理を実施しなければなりませんが、衛生管理計画の作成及び衛生管理の実施状況の記録とその保存を行う必要はありません。
- ◆ 農業及び水産業における食品の採取業はHACCPに沿った衛生管理の制度化の対象外です。

HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理が制度化されます令和3年6月1日適用

●HACCPってなに?

- ✓ 従来は、最終製品の一部を抜き取って検査する管理法が一般的でした。
- ✓ 製造工程を継続的に監視し、記録を残すことで問題のある製品の出荷を未然に防ぐことができます。



●何をしなければいけないの?

① ② ③ のスリーステップでいつもの衛生管理を見える化!

作成

③実行した記録と 確認 ②作成した計画を 実行

今回のHACCP制度化において認証の取得は不要です!

HACCPは工程の管理です。 新しく施設設備の整備を求めるものではありません。

この4つの書類を作成して 記録すれば大丈夫!

これらの書類の作成には、 厚生労働省ホームページに掲載されている 手引書※を利用できます。

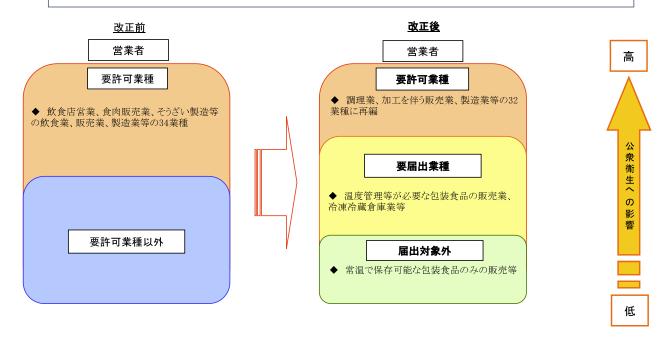
※業界団体が作成する「HACCPの考え方を取り入れた 衛生管理のための手引書」

営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

厚生労働省資料より

営業(者)(法第4条第7項及び第8項)

営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は含まない。営業者とは、営業を営む人又は法人。

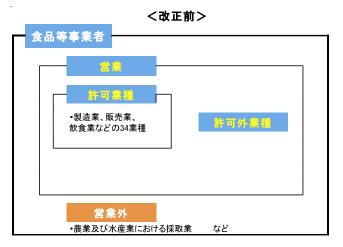


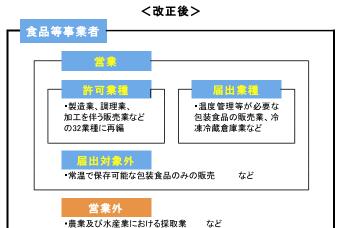
- ※ 営業施設の基準は参酌基準として施行規則で規定し、自治体における取扱いを平準化
- ※ 施設基準は、給排水設備、冷蔵冷凍設備などの共通基準に、必要に応じて業種ごとの個別基準が規程されている。

食品衛生法における営業の定義

営業(者)(法第4条第7項及び第8項)

営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。 ただし、農業及び水産業における食品の採取業は含まない。営業者とは、営業を営む人又は法人。





4

3

資料4-1

(生活衛生局衛生課)

1 概要

- ・「県民への安全で安心できる食品の提供」を実現するため、「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン(2018-2021)」に基づき、食品の安全確保対策を推進する。
- ・ 令和3年6月1日から、食品衛生法改正に伴う HACCP (ハサップ: Hazard Analysis and Critical Control Point) に沿った衛生管理の制度化が適用され、原則全ての食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理を実施することとなるため、小規模事業者を中心とした導入支援を継続する。
- ・ 同日施行される「営業の届出制度」に対応するため、届出営業者に対する制度及びHACCP に沿った衛生管理の周知を進めるとともに、届出後の導入支援を進める。

2 現 状

【新ビジョン活動指標】

				宝 糸	漬(R2は12	日末現在)	
事業	指標	H28	H29	H30	R元	R2	R3目標
HACCP 導入推進	HACCP 導入を支援した 食品関連施設数 (施設/年)	356	327	651	2, 716	773	400 施設 /年以上

【アクションプラン管理指標】

事業	指標	実	績(R2)	R3目標	
一	1日 1示	H30	R元	R 2	10 口1示
HACCP 導入推進	HACCP 導入を支援した 食品関連施設数(施設/年)	1, 334	4, 050	4, 823	累計 5, 200*施設
と畜場及び食鳥 処理場における HACCP に基づく 衛生管理の推進	県内と畜場及び大規模食鳥 処理場の HACCP 導入率 (%)	0% (0/6)	40% (2/5)	40% (2/5)	累計 100% (H30~R 3 年度)

※400 施設/年以上から目標を上方修正済

3 対応方針と関連予算(単位:千円数)

	項目	内 容	予算額
]	HACCP 導入支援研修 【継続】	内容: HACCP 導入に向けた人材育成研修の開催(プラン作成実習) 対象:主要な県産食品を製造する HACCP 未導入の食品事業者 業務委託:(一社)静岡県食品衛生協会	1,600
l	まじめようホッフ	プ・ステップ・HACCP事業(小規模事業者)【糺	迷続】
	手引書を活用した HACCP 導入支援	内容: 業界団体が作成した手引書を活用した助言指導 対象: 小規模食品製造者・販売者(5,000施設以上) 実績: R元(5,028施設) R2.12(3,082施設)	1, 691
	届出営業者への 周知【R 2 新規】	内容: 届出制度 (R3.6.1 施行) 及び HACCP 制度化の周知 対象: 新たに届出が必要となる営業者	
	制度化説明会	内容: HACCP 制度化周知と基礎知識普及のための講習会開催 対象: 飲食店事業者 (112 回以上 計 14,500 施設) 実績: R元(238回 計 18,180 施設) R2.12(123回 計 4,140 施設)	4, 714
悄	HACCP 講習会等内容: HACCP 導入推進のための講習会開催等(R元実績: 2,716 施設)情報提供施設立入時に HACCP 導入推進及び技術的助言を実施技術的助言と畜場・食鳥処理場への助言・指導実施		

資料4-2

(生活衛生局衛生課)

1 概 要

「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号)により食品衛生法(昭和22年法律第233号)(以下「法」という。)が改正され、営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設が行われるとともに、「営業施設の参酌基準」が省令に規定されるほか所要の改正が行われたため、関係条例改正議案を令和2年12月議会定例会へ上程し、条例改正を行った。

2 関係条例

名 称	改正動機	改正対応
・食品衛生法施行条例 ・静岡県食肉衛生検査所設置条例 ・静岡県魚介類等行商取締条例	•食品衛生法	•整備条例
・静岡県ふぐの取扱い等に関する条例	・食品衛生法 ・ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針 ・ふぐ処理者の認定基準	・単独改正

3 改正概要

(1)食品衛生法施行条例

条例		改正前	改正後	考え方
第 3 条	営業施設の基準	*共通基準、業種別基準 ・別表を参酌基準*のとおり改正		・参酌基準が法令化された趣旨が、施設基準の地域的差異の解消による全国平準化であるため
第 4 条	営業以外の食品 供与施設の届出	・集団給食施設等の届 出を規定	∙削除	・改正法に基づき届出が適用されるため(参考参照)

※「参酌基準」とは、都道府県等の条例制定に当たり十分に参照しなければならない法令上の基準

法令	参酌基準の概要		
	# X	・必要な構造、設備、広さ	・屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施できること
省	共 通 基 準	・区画	・作業区分に応じた間仕切り等の区画
令	2 7	・施設の構造及び設備	・水道水、飲用に適する水を十分な量供給できる設備、流水式の手洗い設備等
	業種別 基 準	・製造業、調理業等の32業種ご とに必要な室又は場所、設備等	•処理室、原材料処理室/場所、製品製造室/場所等

(2) 食肉衛生検査所設置条例(改正法の施行に伴い引用条項を改めた。)

条	例	改正前	改正後
第一	1条	「(略)食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 28 条第1項及び第 <u>54</u> 条の規定に関する事務(略)」	「(略)食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 28 条第1項及び第 <u>59</u> 条の規定に関する事務(略)」

(3) 魚介類等行商取締条例(改正法に基づき届出が適用されるため、条例を廃止した。)

区	分	改正前	改正後
行	商	・条例に基づき許可を取得	・改正法に基づき 届出を実施 (参考参照)

(4) 静岡県ふぐの取扱い等に関する条例

条 例	改正前	改正後	考え方
第2条	ふぐ処理 <u>師</u>	ふぐ処理 <u>者</u>	・国通知(ふぐ処理資格の認定 基準及び指針)を踏まえた名
	ふぐ処理 <u>師</u>	ふぐ処理 <u>者</u>	称の変更
第3条	<u>魚介類せり売業者</u> 魚介類販売業者 登録を受けた飲食店営業者 規則で定める者	無介類競り売り営業者 魚介類販売業者 登録を受けた飲食店営業者 水産製品製造業者 複合型そうざい製造業者 複合型冷凍食品製造業者 規則で定める者	・法改正に伴う業種の新設、再編により、ふぐを取扱う事業者の区分が変更されたため
第8条	2年以上の従事経験又は 同等と認められた者	受験資格を削除	・国通知(ふぐ処理資格の認定 基準及び指針)を踏まえた受 験資格の見直し

4 県民意見提出手続

条例改正に伴い「①食品衛生法施行条例(営業施設基準)の改正」、「②静岡県 ふぐの取扱い等に関する条例の改正」について、県民意見提出手続を実施し、結果等を 公表した。

項目	意見募集期間	提出意見概要	県の考え方
1	R2. 10. 7~10. 28	・32業種全てに適用される共通基準 の緩和 (鰹節製造事業者、なまり節製造事 業者、しらす加工事業者、牡蠣養殖 事業者) ※その他同様な意見が4件	・参酌基準が法令化された趣旨は、施設基準の地域的差異の解消による全国平準化であり、県独自の上乗せ基準や緩和基準を設けずに、参酌基準を改正しまず。・現に営業を行っている方で、新たに営業を行っている方で、新方は、施行日(令和3年6月1日)から3年間の経過措置が設けられて、第一年を満たし、許可を取得したの国答にあります。やりますとおります。を対したの国答にありますとおり、家族経営等の小規模零細事業者の事業の継続性に十分配慮し、弾力的な運用に努めてまいります。
2	R2. 10. 14~11. 4	・提出意見なし	・原案のとおり改正します。

5 公布日 令和2年12月25日

6 施行期日

令和3年6月1日(改正法の施行日に同じ)

<参考>

○営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設※の概要

	ルエ☆		76. 工 丝
改正前		改正後	
許可業種	・製造業、販売業、飲食業等の 34 業種	許可業種	・製造業、調理業、加工を伴う販売業等 の32業種に再編
	・製造業、販売業、飲食業等の 34 業種	届出業種	・ ・温度管理等が必要な包装食品の販売 業、冷凍冷蔵倉庫業、集団給食施設等
許可不要 業 種	以外 ・農業及び水産業における食品の採取 業は除く	届出対象外	・常温で保存可能な包装食品のみの販売等・農業及び水産業における食品の採取業は除く

※営業届出制度の創設

区	分	内 容
		・原則、全ての食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理を実施することに伴い、営業許可の対象となっていない業種を営む事業者(以下「対象事業者」という。)を把握する必要がある。
根	拠	・食品衛生法第 57 条に対象事業者の届出の実施を規定。
届出	事項	・食品衛生法施行規則第70条の2に規定。 ・営業所の名称、所在地、営業の形態、主として取り扱う食品等、食品衛生責任者氏名等。
経過	措置	・施行日(令和3年6月1日)から6か月以内に届出を実施。・施行日前の届出が可能。・改正前の食品衛生法に基づき許可を取得した事業者のうち、施行日以降に届出の対象となる乳類販売業、氷雪販売業等の事業者は、届出を行ったものとみなされる。

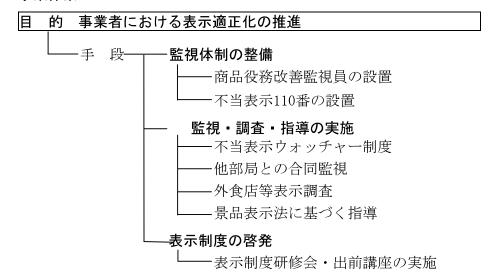
○営業施設の基準が適用される業種

現行(34 業種)	改正後(32 業種)
①飲食店営業、②喫茶店営業、③菓子製造業、 ④あん類製造業、⑤アイスクリーム類製造業、 ⑥乳処理業、⑦特別牛乳搾取処理業、 ⑧乳製品製造業、⑨集乳業、⑩乳類販売業、 ⑪食肉処理業、⑫食肉販売業、⑬食肉製品製造業、 ⑭魚介類販売業、⑮魚介類せり売営業、 ⑯魚肉ねり製品製造業、⑰食品の冷凍又は冷蔵業、 ⑱食品の放射線照射業、⑰食品の冷凍又は冷蔵業、 ⑱食品の放射線照射業、⑰食品の冷凍又は冷蔵業、 ⑱食品の放射線照射業、⑰食品の冷凍又は冷蔵業、 ⑩乳酸菌飲料製造業、⑰水雪製造業、 ②氷雪販売業、②食用油脂製造業、 ②水雪販売業、②食用油脂製造業、 ②オーガリンショートニング製造業、 ③みそ製造業、೨豆腐製造業、೨ワース類製造業、 ③カそ製造業、೨豆腐製造業、೨カース類製造業、 ③かん類製造業、೨豆腐製造業、೨納豆製造業、 ③かん類製造業、②そうざい製造業、 ③かん類製造業、②そうざい製造業、 ③が加物製造業、②活加物製造業、	1 飲食店営業*1、2 調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業*2、3 食肉販売業、4 魚介類販売業、5 魚介類競り売り営業、6 集乳業、7 乳処理業*1、8 特別牛乳搾取処理業、9 食肉処理業、10 食品の放射線照射業、11 菓子製造業*1、12 アイスクリーム類製造業、13 乳製品製造業*1、14 清涼飲料水製造業*1、15 食肉製品製造業*1、14 清涼飲料水製造業*1、15 食肉製品製造業、16 水産製品製造業*2、17 氷雪製造業、18 液卵製造業*2、17 氷雪製造業、21 酒類製造業、22 豆腐製造業、23 納豆製造業、24 麺類製造業、25 そうざい製造業、26 複合型そうざい製造業*2、27 冷凍食品製造業*2、28 複合型冷凍食品製造業*2、29 漬物製造業*2、30 密封包装食品製造業*2、31 食品の小分け業*2、32 添加物製造業
②、④、⑩、⑭ 他業種に統合(廃止)	
16、①、②、③、②、③ 新設業種に統合(廃止)	※1統合、※2新設
⑩、② 届出業種に移行(廃止) 改正法に基づき届出実施	

景品表示法に基づく表示等の適正化

(県民生活局県民生活課)

1 事業体系



2 事業概要

(令和2年10月31日現在)

	事 業 名	事 業 内 容	実 施 状 況
監視	商品役務改善監視員の 設置	表示に関する不審情報の受付、相 談、問合せ等に対応するため、各県 民生活センターに配置	県民生活センターごと1名 計3名配置
体制	不当表示 110 番の設置	県民から表示に関する不審な情報 を受付け事業者指導に係る調査の 端緒とするため、県民生活課及び各 県民生活センターに設置	2 38件
監	不当表示ウォッチャー 制度	県内全域に配置し、商品・サービス の品質や価格などの不当な表示を 毎月監視	2 211 件 元 212 件 30 364 件
視・調査	他部局との合同監視	食品表示に関する他法令を所管する部局と連携して、生鮮や加工食品の表示に係る調査・監視を実施	2 29 施設 元 100 施設 30 100 施設
指	外食店等表示状況調査	外食店等に出向いて、メニュー等に 不適切な表示がないか調査	2 66 施設 元 170 施設 30 170 施設
導	景品表示法に基づく 指導	景品表示法に基づく措置命令、文書 注意、口頭注意を実施	措置命令: 2 0件 元 0件 文書指導: 2 1件 元 1件 口頭指導: 2 32件 元 63件
啓発	表示制度研修会・出前講座の実施	表示制度の普及・啓発を図るため、 研修会・出前講座を実施	2 6 回 (175 人) 元 12 回 (347 人) 30 10 回 (391 人)

景品表示法の概要

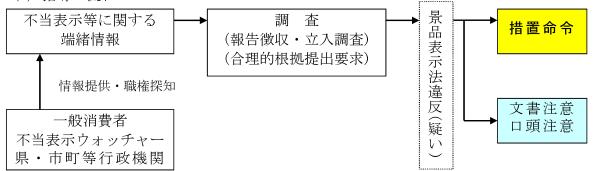
(1) 目的

商品や役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を 防止するため、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのあ る行為を制限及び禁止することによる一般消費者の利益の保護

- (2) 規制内容
 - ・過大な景品類の提供の禁止
 - ・虚偽広告や誇大広告などの不当な表示の禁止 (優良誤認表示、有利誤認表示、その他誤認されるおそれのある表示の禁止)
- (3) 都道府県の執行権限
 - ・行政処分(措置命令)及び表示の裏付けとなる合理的根拠提出要求権限

4 景品表示法に基づく指導の状況

(1) 指導の流れ



※優良誤認表示、有利誤認表示により措置命令又は文書・口頭注意を行った場合、消費者 庁において課徴金納付命令を行う場合がある。

(2) 違反被疑事案受付件数 (会和 2 年10 月 31 日 現在)

(2) 違反											: 件)
		j	景品			表示					合
区分	職権 探知	申告	関係機関 からの通知	前年度 繰越	計	職権 探知	申告	関係機関 からの通知	前年度 繰越	計	計
R2年度	0	1	1	0	2	100	248	4	3	355	357
R 元年度	0	0	0	0	0	273	288	20	2	583	583
H30 年度	1	2	0	0	3	275	426	32	17	750	753

(3) 指導件数(令和2年10月31日現在)

		景品				表	示		合
区分	口頭 指導	文書 指導	措置 命令	計	口頭 指導	文書 指導	措置 命令	計	計
R2年度	1	0	0	1	31	1	0	32	33
R 元年度	0	0	0	0	63	1	0	64	64
H30 年度	2	0	0	2	73	5	1	79	81

(単位:件)

(4) 主な違反事案(食品関係)の概要(平成29年度以降)

年度	件 名	被疑事項	事例の概要
	宿泊施設のHPのメ ニュー表示 【口頭指導】	優良誤認 5条1号	伊豆産であることを思わせる表現とともに「伊勢海老」と表示していたが、外国産の「ロックロブスター(イセエビの一種)」を使用していた。
R 2	茶販売店のチラシの 表示 【ロ頭指導】	優良誤認 5条1号	「新型コロナウイルス対策にお茶カテキン」「コロナウイルスの感染予防」「さらに治療にも効果があるそうです」等と表示していたが、合理的な根拠のない表示であった。
R 元	健康食品等販売店の POP・HPの表示 【文書指導】	優良誤認 5条1号	がん、アトピー性皮膚炎、動脈硬化等の疾病を予防・改善すると思わせる表示をしていたが、合理的な根拠のない表示であった。
K 76	飲食店のメニュー表 示 【口頭指導】	優良誤認 5条1号	「和牛ステーキ」と表示していたが、実際には和牛ではなく、交雑種(肉専用種×乳用種)であった。
1100	精肉店のPOP表示 【文書指導】	優良誤認 5条1号	店頭において「国産牛切り落とし」と表示してたが、当該肉を検査したところ「外国型」との結果が出た。
H30	飲食店のメニュー表示【文書指導】	優良誤認 5条1号	「由比名産の桜えびのかきあげ」と表示していたが、実際には台湾産の桜えびを使用していた。
Н29	食料品スーパーの P O P 表示 【口頭指導】	優良誤認 5条1号	はまぐりのPOPに「肝機能の強化 美肌 効果あり、血行促進、貧血予防、低血圧の 改善、高血圧予防」、ちりめんのパックラ ベルに「骨粗鬆症の予防に」と記載されて いたが根拠のない表示であった。
	飲食店のメニュー表 示 【口頭指導】	優良誤認 5条1号	伊豆産生わさびと表示していたが、実際に は伊豆産のわさびではなかった。

(件名)

健康食品の安全対策の実施

(生活衛生局薬事課)

1 概要

県民の健康志向の向上などから健康食品の利用が増加しているが、一部の健康食品には、 医薬品成分が混入されたもの、虚偽誇大な広告や医薬品と同じような用法・用量を記載し て販売しているものが見受けられる。

このような、医薬品まがいの健康食品が流通することは、医薬品と食品に対する概念を 混乱させ、ひいては医薬品に対する不信感や健康被害を生じさせるおそれがあるため、医 薬品医療機器等法に基づき無承認無許可医薬品として、監視指導するとともに県民への啓 発を実施している。

2 薬事課の主な取組み

(1) 無承認無許可医薬品等買上調査

国からの委託事業により、健康食品の買い上げを行っている。 県が医薬品的効能効果の標榜等の確認を行い、国が成分分析を行っている。

<調査検体数:()内は違反件数>

年度`	品間	痩身用 健康食品	強壮用 健康食品	育毛用製品 (頭髪、まつ毛)	筋肉増強用 製品	合計				
全国		25(0)	118(4)	12(0)	_	155 (4)				
H30	静岡県 実施分	0	5(0)	1(0)		6(0)				
D1	全国	11(0)	126(1)	_	18(0)	155(1)				
R1	静岡県 実施分	1(0)	4(0)		1(0)	6(0)				
R2	全国		令和3年6月頃集計							
I\Z	静岡県 実施分	2(-)	2(-)	_	- 2(-)					

(-): 検査中

(2) 健康食品の苦情・相談

各保健所薬事担当課が、医薬品医療機器等法の観点から、健康食品の広告に関する苦情や相談に対応している。

<健康食品に係る苦情・相談件数>

年度	県保健所	静岡市・浜松市	合計
Н30	8	4	12
R1	18	1	19

(3) 無承認無許可医薬品等の広告監視

事業者・県民等からの広告相談への対応、新聞折込ちらしやインターネット広告等の 監視を実施し、違反広告を発見した場合は、広告主を管轄する自治体へ通報している。 令和元年度は、13,510件の監視を行い、33件の違反を発見した。

本年度の取組みとしては、インターネット広告の監視強化期間(令和2年12月9日~12月28日)を設定し、インターネット広告の重点的な監視を行った。また、食品関連事業者に対する講習会で広告に関する指導を行った。

来年度は、インターネット広告の重点監視月間を設定し、引き続きインターネット広告の監視を行っていく。

<広告監視状況>

(県保健所分)

年 度	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	計
H30	4, 490	3, 866	3, 908	3, 390	15, 654
R1	3, 688	3, 267	3, 324	3, 231	13, 510

<無承認無許可医薬品等の違反発見数(広告関係)>(県保健所・薬事課分)

年 度	医薬品	医薬品 医薬 化粧品 部外品		医療機器	体外 診断用 医薬品	計
Н30	5(4)	0	6	4	0	15(4)
R1	12(10)	0	1	20	0	33 (10)

() 内はいわゆる健康食品再掲

3 課題

一部の健康食品には、医薬品成分が検出されたものがあり、健康被害の発生につながる恐れがある。

4 対応

医薬品類似食品から県民の健康被害等を未然に防止するため、試買検査により健康被害が発生した既知の医薬品成分等の試験検査を行い、監視指導の強化を図っている。

また、県民からの健康食品の広告に関する苦情・相談には、医薬品医療機器等法の観点から各保健所薬事担当課が対応している。

医薬品成分を含有する無承認無許可医薬品による健康被害が発生した場合は、被害防止の観点から積極的に広報(情報提供)する。

5 県内の無承認無許可医薬品による健康被害発生状況

- (1) 平成30年9月「ヤンヒーホスピタルダイエット」(医薬品成分を検出) 個人輸入した同製品を服用した女性が、動悸・ふらつき・四肢の麻痺等で入院
- (2) 令和元年11月「Penisole」(高濃度の鉛を検出) 個人輸入した同製品の服用により、鉛血中濃度の上昇・倦怠感等の健康被害が発生

機能性表示食品制度への対応

資料7

(経済産業部産業革新局新産業集積課)

1 静岡県の対応

(公財)静岡県産業振興財団フーズ・ヘルスケアネープンイノベーションセンターを中心に、相談から科学的根拠の立証、消費者庁への届出、リバイスへの対応までの一貫した支援体制を整備し運営。



〇 ステップ1:相談

フース゛・ヘルスケアオーフ゜ンイノヘ゛ーションセンター

- 〇 ステップ2:科学的根拠の立証
 - ・ヒト介入試験(県大薬食研究推進センター)
 - ・論文レビュー(県大食品環境研究センター)
- 〇 ステップ3:消費者庁への届出

静岡県衛生課、フーズ・ヘルスケアオープ。ソイノヘ・ーションセンター

○ ステップ4:販売

フース゛・ヘルスケアオープ。 ンイノヘ゛ーションセンター

2 実績

(1) 支援制度の利用

(平成27年4月~令和2年9月末)

相談	検証実施	届出受理
912件(うち、ヒト介入 19件, SR149件)	37件 (うち、ヒト介入9件, SR28件)	34 社 59 品目

(2) 機能性表示食品の届出状況

届出件数:2,959件(令和2年9月末発表分)

→静岡県は食品産業が盛ん:食品・飲料全国2位(出荷額2.3兆円)、栄養補助食品全国一(出荷額63億円)

(3) **静岡県内関連の届出件数**:144件(うちフーズ支援は59件)(令和2年9月末現在)

フーズ支援による主な商品の例

商品名	分類	企業名	機能性成分
三ヶ日みかん	生鮮食品	三ヶ日町農業協同組合	GABA・β-クリプトキサンチン (血圧が高めの方の血圧を下げ る・骨の健康に役立つ)
クラウンメロン、アローマメロン	生鮮食品	静岡県温室農業協同組合	GABA (仕事や勉強による一時的な精神 的ストレスの緩和)
ソフトケールGABA	生鮮食品	㈱増田採種場	GABA (血圧が高めの方の血圧を下げる)
おいしい腸活流々茶	食品	サントリー食品インターナショナル(株)	(スヌリン (おなかの調子を整える)

3 機能性成分の分析支援(平成29年度から開始)

- ・中小企業による食品含有機能性成分の分析を支援し、より多くの企業が分析結果を活用し、機能性表示食品 制度に参入できるよう、分析センターへの届出支援を開始した。
 - →フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンターの経費で分析し、商品開発の導入を支援。

・機能性成分に着目し、「栄養機能食品」の開発支援も行っている。

商品名	企業名	機能性成分
Dアップシイタケ	(株)マルハン	ビタミン D (カルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける)
干し芋	㈱田中建設	カリウム(正常な血圧を保つ)
サヴァリッチ	㈱杉初水産	カルシウム(骨や歯の形成に必要)
カルシウム入り抹茶豆乳ラテ	㈱丸山製茶	カルシウム(骨や歯の形成に必要)

4 課題

- ・溶出試験、製品試験の対応等が求められ、機能性成分の分析支援に対する業界の要望が高い。
- ・品質管理、機能性関与成分含量の均一性から、他と比べ生鮮食品の届出は難しい。

地方卸売市場の検査の概要

(農業局農業戦略課)

1 市場検査の法的根拠と目的

県は、法律の施行に必要な限度において、地方卸売市場の開設者に対し、業務若しくは財産に関して報告及び帳簿等資料の提出を求め又は検査することができる。 (改正卸売市場法第14条において準用する同法第12条)

市場検査の目的は、法令に基づいて適正に集荷や買付け、衛生管理等が行われているか検査し、必要に応じて是正を指導することにより、市場業務の公正な運営や生鮮食料品等の取引の適正化を確保することである。

一方、経営が悪化している市場が見られることから、上記検査とあわせて財務検 査も実施し、卸売業者の経営の健全性確保を図ることとしている。

なお、令和2年6月21日の改正卸売市場法の施行により、県の検査対象が地方卸売市場の開設者のみとなったことから、令和2年度以降の検査については、開設者として取引参加者を指導監督する体制の確認など、検査項目を見直している。

2 実施状況

- (1) 検査対象市場:卸売業者17(青果14、花き3)
- (2) 検査実績及び今年度の計画

年	度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	Н30	R1	R2
青	果	6	8	5	4	7	4	5	6	4	5
花	き	2	1	1	1	1	1	1	1	0	1
計		8	9	6	5	8	5	6	7	4	6

※概ね3年で全市場への立入検査を実施

3 近年の市場検査における主な指摘事項(1市場複数指摘あり)

	項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	産地表示について	1	3	4	1		1	3	1		1
業務	卸売予定数量等の公表について	1			1	1	2	2	2	3	3
関係	衛生管理対策について	5	4	3	3	2	4	4	1	3	4
関係衛生管理対策について54332441その他33112242売掛金の早期回収について1111	2	3	2								
	売掛金の早期回収について					1					
財務	経費削減・利益確保について					1					
関係	取扱高の確保について	2									
	その他	2	2	1			1				

4 令和2年度検査の概要

	検査日	検査対象	主な改善指導事項
1	11月6日(金)	磐田青果市場㈱	取引方法等の公表、産地の表示、衛生管理の 徹底
2	11月10日(火)	㈱相良青果市場	衛生管理の徹底、販売原票等の内容訂正理由 の明確化
3	11月17日(火)	㈱浜松生花地方卸売市場	指導事項なし
4	11月27日(金)	富士中央青果㈱	指導事項なし
5	12月4日(金)	㈱下田青果	衛生管理の徹底、受託手数料の受領額の公表
6	12月11日(金)	㈱藤枝中央青果	衛生管理の徹底、販売原票等の内容訂正理由 の明確化、完納奨励金の交付額の公表

GAP認証取得の推進

(農業局地域農業課)

1 要旨

GAPは大手販売流通企業との取引や海外輸出等に必要となることから、農業団体等と連携し、GAPの取組及び認証取得を推進する。

GAP (Good Agricultural Practice)

農業において、食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保する ための生産工程管理の取組

2 本県におけるGAP認証の取得状況

令和2年12月末時点

= 1/2/(1-00/2 @ G/2/ 1 High		HIGHT AND IN THAT		14 111 = 1 == >3 >14 3 314			
GAPの	認証	社在 日日	審査	県内取得件数 (農場数)			
種類	機関等	対象品目	項目数	H31.3末	R2.3 末	R2.12 末	
		農林産物	約 80	61 (1, 036)	91 (1, 060)	95 (1, 042)	
しずおか		畜産物	約 100	35 (49)	35 (49)	34 (48)	
農林水産物 認証制度	静岡県	水産物	約 50	4	5	4	
hryttrili.i/X				(49)	(50)	(46)	
		小計		100 (1, 134)	131 (1, 159)	133 (1, 136)	
JGAP	日本GAP	青果物、茶、穀物、 家畜、畜産物	約 130	107	111 (934)	187 (1, 597)	
ASIAGAP	協会	青果物、茶、穀物	約 160	(1, 673)	51 (1, 163)	52 (977)	
GLOBALG. A. P	欧州小売 業組合	青果物、畜産、 水産物(養殖)	約 200	5 (140)	6 (120)	6 (120)	
			合 計	212 (2, 947)	299 (3, 376)	378 (3, 830)	

3 令和2年度のGAP関連予算と事業内容

GAP推進事業費 26,000 千円

(単位:千円)

区分					
 国際水準GAP推進事業	国際水準GAP指導者の養成及び指導力の強化	7, 000			
国际小平GAT 推進事業	国際水準GAPに取り組む産地育成支援	4, 500			
	農業教育機関のGAP認証取得・維持	1, 700			
GAP推進事業	GAP認証の周知・PR	7, 700			
UAI 推進事業	しずおか認証の推進	2, 300			
	畜産GAPの推進	2, 800			
	合計	26, 000			

11 安全・安心な静岡茶への取組

(農業局お茶振興課)

1 概要

平成14年度より、消費者の食品に対する安全・安心への要求に応え得る信頼性の高 い静岡茶の確立のため、茶園での生産管理から消費者にとどくまでの連結した生産・品 質衛生管理システムである「クリーンチェーン」の確立を目指している。

今後も、衛生管理者の育成、GAPの取得推進、表示の適正化の徹底などにより、安 全・安心な静岡茶づくりを関係機関と連携して取り組む。

2 県、関係団体の安全・安心な静岡茶への取組み

しずおか農林水産物認証制度

農産物の生産段階における安 全な管理と消費者への情報提 供のシステムを認証(県)

- ・平成18年度(茶は20年度)開始
- ・茶における認証状況

令和2年8月現在 2団体

GAP ←

茶の生産工程管理の点検項目 を定め、これに沿った各作業実 施と記録を行うもの。

・静岡茶独自のGAPである Т-GAP制度を創設(H21)

(茶業会議所承認、定期更新有)

- ·承認工場 98 工場 (2020 年 4 月 1 日現在)(1級8、2級3、3級87)
- ・T-GAP 1 級は、平成 25 年 12 月に J-GAP (2012) の同等性認証を取得。

|「静岡茶衛生管理者」|の認定 ≪ |

- ・県茶業会議所が認定(3年毎更新)
- ・平成20年度から28年度まで養成 講座を開催し、静岡茶衛生管理者 を認定。
- ・R1 年度末有資格者 621 名
- ・H30 年度は、衛生管理基礎研修(42 名参加) と、HACCPP 研修(49 名参 加)を実施。
- ・R1 年度は、HACCP をテーマに衛生 管理研修会を2回実施(107人)
- ・R2 年度も、研修を実施予定。

GMP

・仕上茶工場の生産工程管理である GMPを推進 (22 年度~) **←**

茶園

- ・基準以下の残留農薬
- ・環境に優しい栽培(施肥)
- 異物混入のない衛生的な摘採作業

牛葉

荒茶工場

- ・清潔な工場、清潔な作業 万全な異物混入防止策
- ・表示の徹底

荒茶

仕上茶工場

- ・清潔な工場、清潔な作業
- 万全な異物混入防止策
- 万全な最終製品検査
- 表示の徹底
- HACCP の考え方を取り入れた衛生 管理

仕上茶

店頭

・表示の徹底

仕上茶

消費者

農薬危害防止運動等により、農薬の

適正使用を推進(県)

県の施肥基準の徹底

年間窒素施肥量 40kg/10a (上限 54kg/10a)

荒茶工場巡回指導

立入調査により衛生環境、表示等につ いて調査、助言を実施(県)

立入件数

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
50	50	42	42	32	23	23	21

仕上茶工場合同監視

農業担当、食品表示法担当、景品表示法 担当の3者の合同立入調査により、衛生 環境、表示等について調査、指導を実施 実施件数

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
33	33	33	33	12	12	12

商品適正表示検査

買取調査により表示の調査、指導を実施 調査点数

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
40	40	40	40	30	30	30

高病原性鳥インフルエンザの発生状況と防疫対策

(経済産業部農業局畜産振興課)

1 要 旨

11月5日、香川県の養鶏場で、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が今年度初めて確認された。この初発以降、合計20道府県37例59施設で確認されている。

このため、国は、家畜伝染病予防法第30条に基づく全国一斉の緊急消毒を都道府県に 要請した。これを受け、本県においても緊急消毒を実施している。

2 高病原性鳥インフルエンザの発生状況

(令和3年1月21日現在)

番号	県名	初発日	最終発生日	例数	施設数*1	羽数(万羽)	
1	香川県	11月5日	12月23日	13	19	178. 9	
2	福岡県	11月25日	_	1	1	9. 2	
3	兵庫県	11月25日	_	1	1	14. 5	
4	宮崎県	12月1日	12月30日	9	12	57. 9	
5	奈良県	12月6日	1月21日*2	1	2	7. 7	
6	広島県	12月7日	_	1	2	13. 7	
7	大分県	12月10日	_	1	3	5. 6	
8	和歌山県	12月10日	_	1	1	6.8	
9	岡山県	12月11日	_	1	2	64. 5	
10	滋賀県	12月13日	_	1	1	1.0	
11	高知県	12月16日	_	1	1	2. 7	
12	徳島県	12月19日	_	1	1	0.8	
13	千葉県	12月24日	1月21日*2	3	3	231. 1	
14	岐阜県	1月2日	_	1	1	6.8	
15	鹿児島県	1月13日	_	1	1	3. 2	
16	北海道	1月21日*2	_	-	1	-	
17	宮城県	1月21日*2	_	_	1	_	
18	茨城県	1月21日*2	_	_	3	_	
19	埼玉県	1月21日*2	_	_	2	_	
20	大阪府	1月21日*2	_	_	1	_	
計	_	_	_	37	59	604.4(1.9%*3)	
	全国の飼養羽数*4					32, 314. 5 万羽	
	(静岡県の飼養羽数)					(588.2万羽)	
	全国のあひるの飼養羽数/農場数*5,6					323,824 羽/816 農場	
	(静岡県のあひるの飼養羽数/農場数) *5,6					羽/21農場	

*1:疫学関連農場(疑似患畜が確認された農場と関連のある農場)及び26例目(宮崎県)の鶏が出荷されていた食鳥処理場を含む

*2: あひる飼養農場での確認 *5: 定期報告集計 (R2.2.1 現在)

*3:全国の飼養羽数に占める割合 *6:あひるにはマガモ、ガチョウ、アイガモ、フランスガモを含む

*4:「畜産統計(H31.2.1 現在)」(農林水産省)

3 本県の対応

- 県内の養鶏場及び農協等の関係団体に対し、発生毎に、発生情報を提供するとともに、 改めて農場に出入りする人・車両・物の消毒、防鳥ネットの点検及び異常鶏の早期発 見・早期通報の徹底を指導している。
- 養鶏場では、毎月、国防疫指針に基づき9戸でウイルス分離検査及び抗体検査を実施 し、陰性を確認している。
- 野鳥では、自然保護課が10月から猪鼻湖において野鳥糞便の採取調査(国指定機関にて遺伝子検査)を実施している。
- 11 月 6 日、家畜保健衛生所、県養鶏協会、県畜産協会等の関係機関による防疫対策会 議を開催し、発生予防対策の徹底と情報共有を行った。
- 12 月 11 日、全国的な発生状況を受け、情報共有と予防対策の徹底を図るため、「静岡 県危機管理連絡調整会議」を開催した。
- 県内での高病原性鳥インフルエンザの発生リスクを下げるため、国からの要請により 家畜伝染病予防法第30条に基づき養鶏場で一斉に緊急消毒を実施している。

<参考>鶏卵・鶏肉の安全性について(出典:食品安全委員会)

- 1 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は 全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市 場に出回ることはありません。
- 2 さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。
 - 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、 卵選別包装施設 (G Pセンター) において、 次亜塩素酸ナトリウムなどを含む洗浄水で洗卵・ 消毒されています。
 - 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気 にかかっている疑いのある鶏は食用にされません。
- *鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方(H16.3、H26.4 更新)

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。わが国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ (ウイルス) がヒトに感染する可能性は、以下の理由から、ないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること

(件名)

食の安全・安心への取組

(水産・海洋局水産振興課)

1 要旨

近年、国内においては食品の偽装表示等、食品関連事業者のコンプライアンス意識の欠如による事件が相次いで発生するとともに、ノロウイルスや放射性物質による健康被害の発生防止も課題となっており、県民から食品の安全と安心に向けた取組が強く求められている。

2 水産振興課の主な取組

項目	内 容
水産物表示及び衛生 管理研修会	・水産物流通加工関係者に対して、毎年、県内 5 地区(伊 豆、伊東、東部、中部、西部)の会場で開催
水産物卸売市場の指 導・検査	・県内 17 の地方卸売市場(消費地市場 1、産地市場 16)について、定期的に検査を実施し、市場の経営状況や衛生管理の状況等を確認(漁協が開設する市場は4年に1回、株式会社が開設する市場は2年に1回の頻度で実施)
浜名湖における貝毒 発生の監視	・県、浜松市及び浜名漁業協同組合により構成される「浜 名湖貝毒監視連絡会」が、浜名湖において、貝毒の原因プ ランクトン発生調査及び貝毒検査を実施

「食の安全推進」に係る県教育委員会の取組(R2年度)

(健康体育課)

- 衛生管理・食物アレルギーに関する研修等の実施 ※→はコロナによる変更箇所
 - 栄養教諭・学校栄養職員講習会(7月)→中止
 - 県学校給食衛生管理研修会(8月)→紙面開催
 - ・ 新規採用学校栄養職員校外研修(通年:7回 対象者8名)→うち3回紙面開催
 - ・ 新規任用栄養教諭校外研修(5月 対象者11名)→来年に延期
 - ・ 栄養教諭・学校栄養職員6年次研修(6・8月対象者11名)→紙面開催
 - ・ 中堅教諭等(栄養教諭・学校栄養職員)資質向上研修(6・9月対象者7名、6・2月 対象者4名)→6月は紙面開催
 - · 新規採用養護教員宿泊研修(6月対象者33名)→中止
 - 養護教諭指導リーダー研修(6・10・2月)→中止
 - 臨時養護教諭等研修会(9月17名参加)

〇 調理場訪問による衛生管理指導

- 学校給食の衛生管理等に関する調査研究<指導者派遣> (9月~12月 8施設)
- O 学校給食食材の放射能測定の実施(6月~3月)※11 市町、21 県立学校

検査結果(令和2年6月11日~令和2年9月29日)

62 検体、13 品目全ての食材で『不検出』

(セシウム 134, 137 合算値 25 ベクレル/kg 未満)

※ 令和元年度結果: 202 検体 37 品目全ての食材で「不検出」

く食の安全推進について>

- ・ 学校給食は、学校や共同調理場に安定的に供給されている商品(食材)を、常に「安全・安心」に配慮し、児童生徒に提供していかなければならないため、安全性 の確保とそのための衛生管理の徹底が求められている。
- ・ 県教育委員会では、栄養教諭、学校栄養職員、調理員を対象に実施する「衛生管理に関する研修会」において、食中毒の防止、食物アレルギー対応、異物混入事故の防止等を取り上げ、周知徹底している。
- ・ また、「調理場訪問による衛生管理指導」「学校給食食材の放射能測定」を行い、 調理従事者の衛生管理意識の向上、調理施設及び管理簿等の適切な管理運営、県民・ 保護者の学校給食食材への信頼感向上に努めている。

資料 14

令和2年度「しずおか食の安全推進幹事会」関係スケジュール

日程	内 容	備考
6月17日~ 7月7日	県政世論調査【広聴広報課】 「食の安全に対する県民の信頼度」調査	新プラン3年度目 結果 74.0%(目標 80%) 前プラン最終 69.5%
8月11日~8月24日	県政インターネットモニターアンケート 「食の安全・安心に関する意識調査」	県内で購入する食品の 安全性の信頼度 84.5% R元年度:81.2%
10月8日(木)	食の安全推進に関するタウンミーティング (東部・沼津市)	健康増進課と協働
10月22日(木)	食の安全推進に関するタウンミーティング (中部・焼津市)	地域農業課と協働
12月23日(水) 午前	食の安全推進に関するタウンミーティング (西部・袋井市)	地域農業課と協働
12月23日(水) 14時~15時	第1回しずおか食の安全推進幹事会	
令和3年 1月21日(木)	食の安全推進に関するタウンミーティング (賀茂・下田市)	地域農業課と協働
1月28日(木) 午前10時~	第1回食の安全推進のための意見交換会	
3月	第2回しずおか食の安全推進幹事会	